

沖縄県個人情報保護審査会答申第100号 概要

①件名	「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
②実施機関	総務部税務課
③諮問理由	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に該当
④諮問年月日	令和4年3月10日（沖縄県諮問総第9号）
⑤答申年月日	令和4年6月22日
⑥答申内容	<p>○ 審査会の結論</p> <p>沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という。）については、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められる。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 適合性について</p> <p>指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、適切であると認められる。</p> <p>(2) 妥当性について</p> <p>特定個人情報保護評価の内容が、指針に定められた特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められる。</p> <p>(3) 重要事項の変更について</p> <p>委託事項3（県税コールセンター運營業務）については、委託先への特定個人情報ファイルの提供方法にフラッシュメモリを追加する内容となっているが、評価書の内容を確認すると、漏えい等のリスク増加が懸念されるような内容にはなっておらず、妥当性が認められる。</p> <p>リスク対策として、電子情報の暗号化、パスワードの設定等リスク軽減措置を講じていると認められる。</p> <p>(4) 審査会の意見について</p> <p>当審査会の判断は以上のとおりであるが、次のとおり意見する。</p> <p>意見公募について、公募期間や公募媒体は適切であったと思われるが、意見公募の内容については、評価書の変更箇所や追加内容を県民向けに分かりやすい形で示した上で意見公募するなど、改善に努める必要がある。</p> <p>フラッシュメモリの提供及び受領の際は、定めたリスク対策を遺漏なく講じるよう、十分注意し行うことを要望する。</p> <p>さらに、委託事業者については、提供委託事業者選定時の情報セキュリティ遵守体制の確認や従業者に対する適切かつ十分なセキュリティ教育・訓練を定期的実施し、情報セキュリティの遵守に万全を期するよう要望する。</p>